

住居確保給付金（転居費用補助）のしおり

転居費用の補助は、同一の世帯に属する方の死亡又は同一の世帯に属する方の離職、休業などにより世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれのある方に、転居費用相当分の住居確保給付金(転居費用補助)を支給する制度です。

転居費用補助申請のために

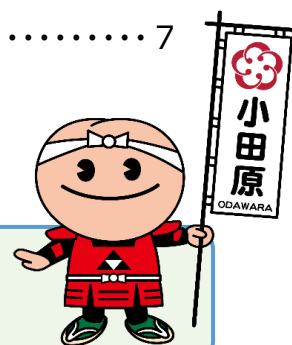
転居費用補助の支給の申請をする場合には、家計改善支援事業による支援の結果として、転居が必要であり、その費用の捻出が困難であると認められることが要件の一つです。

まずは、**家計改善支援の利用が必要**となります。

- 1 家計改善支援事業とは2
- 2 転居費用の補助の対象経費・支給上限額・支給方法2
- 3 転居費用の補助を受給するための要件3
- 4 収入等の基準について4
- 5 手続きの流れ5
- 6 適正な受給のために7

お問い合わせ

小田原市福祉政策課総合支援係 ☎0465-33-1892



1 家計改善支援事業とは

家計のやりくりがうまくいかず生活に困っている方を対象に、家計改善支援を行っています。家計改善支援員が家計の課題と一緒に整理して見直すことにより、自立して安定した生活を送ることができるように支援を行います。生活困窮者自立支援制度の1つであるため、自立相談支援事業の利用申込みが必要になります。



2 転居費用の補助の対象経費・支給額・支給方法

対象となる経費

- ・転居先の住宅に係る初期費用
(礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料)
- ・転居先への家財の運搬費用
- ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用
(転居前の住宅に係る費用を含む)

対象とならない経費

- ・敷金
- ・契約時に払う家賃(前家賃)
- ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)

支給上限額

転居先の住居が所在する市町村の生活保護の住宅扶助基準額に基づく額の3倍(これによりがたいときは、別に厚生労働省が定める額)が上限となります。

小田原市内の場合

世帯人数	特別基準	特別基準×4
単身	53,000円	212,000円
2人	57,000円	228,000円
3人	62,000円	248,000円
4人	66,000円	264,000円

支給方法

原則として、小田原市が不動産仲介業者等の口座に直接振込みます。

※ 支給対象とならない経費等は、直接不動産仲介業者等にお支払いください。

3 転居費用の補助を受給するための要件

次の①～⑪のすべてに該当する方が対象になります。

☐ ①基本要件

申請者と同一の世帯に属する方の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入額（申請者及び申請者と同一の世帯に属する方（以下「申請者世帯」と言う。）の収入合計額）が著しく減少したため、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方であること。

☐ ②収入減少要件

申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。

☐ ③生計維持要件

申請日の属する月において、世帯の生計を主として維持していること。

☐ ④収入要件

申請日の属する月における世帯収入額が収入基準額（P4※表1参照）以下であること。

☐ ⑤資産要件

申請日における申請者世帯の所有する金融資産の合計額が、金融資産上限額（P4※表2参照）以下であること。

☐ ⑥家計改善に関する要件

家計に関する相談支援において、「家賃が低額な物件等へ転居し支出を削減する。」、「転居に伴い家賃が上がる（持ち家からの転居を含む。）が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善される。」など、自立を促進するために転居する必要があるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること。

☐ ⑦自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者世帯に属する者が受けていないこと。

☐ ⑧申請者世帯のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

☐ ⑨現在、生活保護を利用していないこと。

☐ ⑩過去に住居確保給付金の転居費用補助の支給を受けていないこと。

ただし、過去に住居確保給付金の転居費用の補助の支給を受けたが、受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は自己の都合によるものを除く。）により世帯収入が著しく減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年経過していること。

☐ ⑪上記①から⑩までの項目に該当し、【住居確保給付金申請時確認書（様式1-2A）】の内容について誓約及び同意すること。

4 収入等基準について

申請日の属する月における、世帯収入額が、次の「収入基準額」以下であること。

- ・収入とは、給与収入、事業収入(例：自営業)、公的給付(例：失業給付や年金)、その他恒常的収入(例：仕送り)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】＝ 総支給額 (社会保険料天引き前) － 交通費支給額

【自営業等の事業収入】＝ 総収入金額 － 必要経費 (事業収入を得るための経費 ※確定申告に準ずる)

※表 1 収入基準額

世帯人数	①収入基準額	④収入上限額
	②基準額＋実際の家賃 (③家賃の上限)	
1 人	92,000円＋実際の家賃 (上限41,000円)	133,000円
2 人	139,000円＋実際の家賃 (上限49,000円)	188,000円
3 人	172,000円＋実際の家賃 (上限53,000円)	225,000円
4 人	214,000円＋実際の家賃 (上限53,000円)	267,000円
5 人	255,000円＋実際の家賃 (上限53,000円)	308,000円
6 人	297,000円＋実際の家賃 (上限57,000円)	354,000円
7 人	334,000円＋実際の家賃 (上限64,000円)	398,000円

※8人以上の収入上限額等については市福祉政策課へお問い合わせください。

- ・家賃額には共益費・管理費・駐車場代等は含まれません。
- ・申請者が持ち家又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額となります。

* 持ち家の場合 ⇒ 固定資産税、火災保険等の該当住居の維持にかかる費用など

* 住居を持たない場合 ⇒ ネットカフェ利用料等の寝泊まりする場所の確保に要する費用など

※表 2 金融資産額

世帯人数	1 人	2 人	3 人以上
金融資産上限額	552,000円	834,000円	1,000,000円

- ・金融資産とは、預貯金、現金、外貨、債券、株式、投資信託等をさします。
- ・生命保険、個人年金保険等は含みません。
- ・負債がある場合でも、相殺はしません。
- ・世帯全員分の金融資産の額がわかるものをご提出お願いします。

5 手続きの流れ ステップ①～③

ステップ①



相談

家計の見直しなど、困っていることをお聞かせください。

家計改善
支援申込

福祉政策課へ家計改善支援事業の利用申込をします。

家計改善
支援の実施

(1) 家計の見える化

家計改善支援員と一緒に家計の見直しや、その他のお困りごとについて整理をします。

(2) プランの作成

家計収支を改善し、家計管理能力を高めることができるように「家計計画表」や「お金のシュミレーション」を作成しながら課題解決に向けた目標を立て、具体的に取るためのプランを一緒に作ります。

(3) 家計の安定化のために

「家計の改善のために転居が必要であること」や「転居のための費用の捻出が困難であること」を確認します。また、家計の状況を踏まえて、転居後の家賃の適正額を示します。

※申込後1回以上家計改善支援員との面談を行うこと。

要転居証明書
交付

家計改善支援の結果、家計の改善のため転居が必要と認められた場合には「住居確保給付金要転居証明書(様式10)」が交付されます。

家計の見直しを行うにあたり、レシート、家計簿、給与明細、生活資金の引き落としを設定している口座の通帳、保険証券、各種請求書等をお持ちください。



相談から要転居証明書交付までおおよそ1～3か月

給与明細書

レシート

軽減
ポイント 36

ステップ②

審査に必要な書類が揃ってから支給までおよそ1か月

転居費用
補助申請

住居確保給付金（転居費用補助）の申請

必要な書類を添付し、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）」を提出し、「住居確保給付金申請時確認書（様式1-2A）」の誓約事項及び同意事項を確認して署名し

転居先を確保

転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

支給申請者は、家計改善支援事業を通じて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等へ申請書の写しを提示し、転居先の住居を探します。

追加書類を福祉政策課へ提出

- ・不動産仲介業者等から交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-2）」
- ・転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類（家財の運搬費用、原状回復費用等の見積書）

注意事項！

- ・支給の審査及び決定は、審査に必要な書類（添付資料及び追加確認書類）が一式揃ってからです。
- ・**審査に必要な書類が揃ってから支給まで1か月程度の期間を要します**ので、初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等について、あらかじめ不動産仲介業者等と調整をしてください。
- ・転居しようとする住居が、家計改善支援で示された家賃額を超える場合には、福祉政策課に連絡してください。

審査

市福祉政策課で審査し、決定内容について本人へ通知

-----以下は支給決定された場合の流れ-----

初期費用
支給

不動産仲介業者等に住居確保給付金が支給決定された旨を本人から報告し、不動産仲介業者等指定の口座へ

その他
費用支給

転居に伴う、家財道具の運搬費用の支給

※家財道具の運搬費用も原則業者指定の口座へ市役所から振り込みます。

ステップ③

実際の支出額確認

住宅入居から7日以内に住居確保報告書（様式5） 及び必要書類を福祉政策課へ提出

- ・ 住居確保報告書（様式5）
- ・ 賃貸契約書の写し
- ・ 新住所における住民票の写し



その他 注意事項

- ◆ 給付される転居費用の補助額には、上限額があります。
- ◆ 転居費用補助は、初期費用のうち敷金や契約時に払う前家賃等は対象外となるため、支給対象以外の経費は申請者自ら不動産仲介業者等へ支払う必要があります。
- ◆ 原則として、給付金は、小田原市から不動産仲介業者等の口座へ直接振り込みます。
- ◆ 実際の支出額が支給決定額を上回っていた場合、支給上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲であれば、差額を追加支給ができる場合がありますので、福祉政策課へご相談ください。
- ◆ 実際の支出額が支給決定額を下回っていた場合は、差額分を返還をしていただきます。

6 適正な受給のために

- ・ 虚偽の申請や届出など、不適正な受給に該当することが判明した場合、以後の支給を中止するとともに、過支給分の全額又は一部について返還していただきます。
- ・ 本給付金の振込先である不動産仲介業者（貸主等）が、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、給付金の振込みを中止します。